

岩手県告示第311号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成23年岩手県告示第588号）で公示した公共測量を終了した旨八幡平市長から次のとおり通知があった。

平成24年4月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 八幡平市大更、田頭、平館、堀切及び野駄地内
- 2 実施した期間 平成23年8月8日から平成24年3月27日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（地形測量）